

平成28年6月3日

平成28年度 特別調整交付金交付基準
(算定省令第6条第9号関係)

1 長寿・健康増進事業

都道府県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が事業計画を策定し、長年社会に貢献されてきた被保険者の健康づくりのために、積極的に取り組む以下の事業の実施に必要な費用を対象とする。

なお、広域連合が、委託又は費用助成を行うことによって市町村等が実施する場合も対象とする。

(1) 健康診査（追加項目）

被保険者の生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防を図るために実施する健康診査のうち、一定基準に基づき医師が個別に必要と判断した場合に行う追加項目に係る費用の助成を実施する。

(2) 保健指導等

① 健康教育・健康相談等

被保険者の心身の健康保持・増進を目的として、地域の特性や課題等を踏まえ、保健指導、健康教育、健康相談等の保健事業を実施する。

② 保健事業に係る市町村等との連絡・調整

地域の状況に応じ被保険者にふさわしい保健事業を行うため、市町村等関係者との連絡・調整等を行う。

③ 保健事業実施計画に基づく保健事業への支援

地域の健康課題に対応するため、高齢者の医療の確保に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成26年厚生労働省告示第141号。以下「保健事業実施指針」という。）により策定した保健事業実施計画に基づき、健診の結果や診療報酬明細書等情報等を踏まえ、被保険者を対象とした保健事業を実施する。

④ 医療資源が限られた地域の保健事業

医療機関が少ない等医療資源が限られた地域において、その特性により必要な保健事業を実施する。

(3) 保健事業実施計画の策定

保健事業実施指針に基づき、被保険者の状況等を把握し、関係者と協議の上、保健事業実施計画を策定する。

(4) 社会参加活動支援等

① 運動・健康施設等の利用助成

被保険者の心身の健康保持・増進を目的として、各種運動施設、健康施設等を利用する場合の費用の助成を実施する。

② 社会参加活動等の運営費の助成

被保険者の心身の健康保持・増進を目的として、自治体その他の団体が行うスポーツ大会、社会参加活動等の各種行事等にあたって、運営費用の助成を実施する。

③ 人間ドック等の費用助成

疾病の早期発見を目的として、被保険者が人間ドック等を受診した場合の自己負担分を除く費用の助成を実施する。

(5) その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業

上記(1)から(4)まで以外であって事業の趣旨に沿った取組についても対象とする。

〔交付金の算定対象期間〕

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

〔交付金の算定方法〕

平成 28 年 4 月 1 日現在の被保険者数に応じて次表の交付基準額を上限とする。

ただし、次表の交付基準額を超えて支出した場合には、厚生労働大臣が認めた額を加算して交付することがある。

交付基準額（1 広域連合当たり）

被保険者数	交付基準額	被保険者数	交付基準額
1 0 万人未満	2 0 百万円	6 0 万人以上 7 0 万人未満	1 4 0 百万円
1 0 万人以上 2 0 万人未満	4 0 百万円	7 0 万人以上 8 0 万人未満	1 6 0 百万円
2 0 万人以上 3 0 万人未満	6 0 百万円	8 0 万人以上 9 0 万人未満	1 8 0 百万円
3 0 万人以上 4 0 万人未満	8 0 百万円	9 0 万人以上 1 0 0 万人未満	2 0 0 百万円
4 0 万人以上 5 0 万人未満	1 0 0 百万円	1 0 0 万人以上	2 2 0 百万円
5 0 万人以上 6 0 万人未満	1 2 0 百万円		

「保健事業に係る市町村等との連絡・調整」については、交付基準額とは別に次表の交付限度額を上限として、必要と認める額を交付する。

事業	交付限度額
保健事業に係る市町村等との連絡・調整	4, 000 千円

「保健事業実施計画に基づく保健事業への支援」については、交付基準額とは別に次表の交付限度額を上限として、必要と認める額を交付する。

被保険者数	交付限度額	被保険者数	交付限度額
10万人未満	5百万円	60万人以上70万人未満	35百万円
10万人以上20万人未満	10百万円	70万人以上80万人未満	40百万円
20万人以上30万人未満	15百万円	80万人以上90万人未満	45百万円
30万人以上40万人未満	20百万円	90万人以上100万人未満	50百万円
40万人以上50万人未満	25百万円	100万人以上	55百万円
50万人以上60万人未満	30百万円		

「医療資源が限られた地域の保健事業」については、長寿・健康増進事業の交付申請総額が交付基準額を超えている場合に、当該事業を実施した市町村ごとに次表の交付限度額を上限として、必要と認める額を加算して交付する。

被保険者数	交付限度額
5,000人未満	1,000千円
5,000人以上10,000人未満	1,500千円
10,000人以上	2,000千円

「保健事業実施計画の策定」については、交付基準額とは別に次表の交付限度額を上限として、必要と認める額を交付する。

事業	交付限度額
保健事業実施計画の策定	3,500千円

2 離職者に係る保険料の減免

広域連合が、「離職者に係る保険料の減免の推進について」（平成21年4月15日付け保高発第0415001号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）に基づき、保険料の減免措置を実施した被保険者に係る保険料の減免額を対象とする。ただし、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号。以下「算定省令」という。）第6条第1号により算定した額を除く。

〔交付金の算定対象期間〕

平成 28 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

〔交付金の算定方法〕

広域連合が、被保険者又はその属する世帯の世帯主が、事業の倒産、破産又は廃業等により本人の意思に反して職を失ったこと（ただし、定年退職、自己の責めに帰すべき理由による解雇等を除く。）により減免措置を実施した被保険者に係る保険料の減免額（ただし、算定省令第 6 条第 1 号により算定した額を除く。）の合計額の 10 分の 8 以内の額とする。

3 平成 28 年度における算定省令第 6 条第 8 号（結核性疾患及び精神疾患）に係る経過措置

平成 28 年度分の交付額算定においては、国民健康保険の調整交付金の基準と同様の基準を用いて、構成市町村につき算定した調整前調整対象需要額のうち結核性疾患及び精神疾患に係る額の占める割合を算出し、当該割合が 100 分の 15 を超える場合について、当該場合に該当する構成市町村につき算定した調整前調整対象需要額に当該割合から 100 分の 15 を控除した割合を乗じて得た額の 10 分の 8 以内の額（ただし、算定省令第 6 条第 8 号により算定した額を除く。）の合計額とする。

4 臓器提供の意思表示に係る被保険者証等の様式変更に関する広報等

広域連合が、臓器提供の意思表示に係る被保険者証等の様式変更に伴い作成する制度周知用リーフレット、意思表示欄保護シール及び臓器提供意思表示シールの印刷・封入・郵送料等その他必要と認められる費用を対象とする。

〔交付金の算定対象期間〕

平成 28 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

5 医療費等の適正化

① 適正受診の普及啓発

広域連合が被保険者に対し医療機関等の適正受診に関する普及啓発を実施した場合、その費用を対象とする。

〔交付金の算定対象期間〕

平成 28 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

〔交付金の算定方法〕

平成 28 年 4 月 1 日現在の被保険者数に応じ、次表の交付限度額を上限として、実支出額を交付額とする。

被保険者数	交付限度額
10 万人未満	10,000 千円
10 万人以上 50 万人未満	15,000 千円
50 万人以上 100 万人未満	20,000 千円
100 万人以上	25,000 千円

② 柔道整復に係る療養費等の適正化

広域連合が「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」（平成 24 年 3 月 12 日付け保医発 0312 第 1 号、保保発 0312 第 1 号、保国発 0312 第 1 号、保高発 0312 第 1 号厚生労働省保険局医療課長、保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長通知）に基づく多部位、長期又は頻度が高い施術を受けた被保険者等への調査（調査を民間会社等に外部委託した場合を含む。）及び保険適用外の施術についての周知広報（パンフレット等作成費用を含む。）並びにこれらに準じて特に必要と認められる療養費適正化に要した費用を対象とする。

〔交付金の算定対象期間〕

平成 28 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

〔交付金の算定方法〕

多部位、長期又は頻度が高い施術を受けた被保険者等への調査（調査を民間会社等に委託した場合を含む。）等の費用については、平成 28 年 4 月 1 日現在の被保険者数に応じて、次表の交付限度額を上限として、実支出額を交付額とする。

被保険者数	交付限度額
10 万人未満	3,000 千円
10 万人以上 50 万人未満	4,000 千円
50 万人以上 100 万人未満	5,000 千円
100 万人以上	6,000 千円

保険適用外の施術に関するパンフレット等作成費用については、平成 28 年 4 月 1 日現在の被保険者数に応じて、次表の交付限度額を上限として、実支出額を交付額とする。

被保険者数	交付限度額
10 万人未満	2,000 千円
10 万人以上 50 万人未満	2,500 千円
50 万人以上 100 万人未満	3,000 千円
100 万人以上	3,500 千円

③ 海外療養費の不正請求対策等

「海外療養費の不正請求対策等について」（平成 25 年 12 月 6 日付け保高発 1206 第 1 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）に基づく周知・広報及び海外療養費の審査業務等（翻訳業務や海外の医療機関等に対する照会業務）を都道府県国民健康保険連合会等へ委託した場合、委託に要した費用を対象とする。

〔交付金の算定対象期間〕

平成 28 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

〔交付金の算定方法〕

審査業務等に要した費用については、平成 28 年 4 月 1 日現在の被保険者数に応じて、次表の交付限度額を上限として、実支出額を交付額とする。

被保険者数	交付限度額
10 万人未満	500 千円
10 万人以上 50 万人未満	1,000 千円
50 万人以上 100 万人未満	1,500 千円
100 万人以上	2,000 千円

周知・広報に要した費用については、1,000 千円を上限として、実支出額を交付額とする。

6 「意見を聞く場」の設置等

広域連合が被保険者、医療関係者、地方公共団体、保険者等の意見を広く聴取する場として設置する懇談会等の運営に要した費用及び保険者協議会への参画に要した費用を対象とする。

〔交付金の算定対象期間〕

平成 28 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

〔交付金の算定方法〕

1,000 千円を上限として、実支出額を交付額とする。

7 保険医療機関の診療報酬の不正請求に伴う医療給付費の財政支援

保険医療機関の診療報酬の不正請求に対して、債権の回収に努めたが破産等により回収が事実上困難又は不可能となり、やむを得ず不納欠損した医療給付費の割合が、平成 28 年度調整対象需要額の 1 % 以上であること。

ただし、保険医療機関の診療報酬の不正請求が判明してから破産等に至るまでの間、債権回収ができる状況にありながらその回収努力を行わずに不納欠損した場合は除く。

〔交付金の算定対象期間〕

平成 28 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

〔交付金の算定方法〕

不納欠損した医療給付費の 10 分の 8 以内の額とする。

8 第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化に係る財政支援

「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」（平成 27 年 12 月 14 日付け保高発 1214 第 1 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）に基づき、被保険者による被害届の届出の義務等に係る周知・広報（小冊子やホームページ掲載等）に要した費用があること。

〔交付金の算定対象期間〕

平成 28 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

〔交付金の算定方法〕

平成 28 年 4 月 1 日現在の被保険者数に応じて、次表の交付限度額を上限として、実支出額を交付額とする。

被保険者数	交付限度額
10 万人未満	1,600 千円
10 万人以上 50 万人未満	8,000 千円
50 万人以上 100 万人未満	16,000 千円
100 万人以上	20,000 千円